

春日井市自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で開催される行催事における救命活動に備えるため自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 市長は、次のいずれにも該当する行催事の主催者に対し、AEDを貸し出すことができる。

- (1) 市内で開催されるもの
- (2) AEDの使用方法に関する講習を受講した者が行催事の会場に常駐するもの
- (3) その他市長が必要と認める条件をみたすもの

(貸出期間)

第3条 AEDの貸出期間は、7日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請手続)

第4条 AEDの貸出を希望する者は、貸出を受けようとする日の30日前までに、春日井市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

(貸出の承認)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定し、春日井市自動体外式除細動器（AED）貸出承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(機器の管理)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、当該AEDを常に良好な状態で管理し、使用するものとする。

2 借受者は、借り受けたAEDの運搬及び維持管理に要する費用を負担するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 借受者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ春日井市自動体外式除細動器（AED）貸出変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更の承認については、第5条の規定を準用する。

(返却)

第8条 借受者は、春日井市自動体外式除細動器（AED）使用状況報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 借受者がAEDを返却するときは、市長の点検を受けるものとする。

(破損・紛失届)

第9条 借受者は、借り受けたAEDを破損又は紛失したときは、速やかに自動体外式除細動器（AED）破損・紛失届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が故意又は重大な過失により借り受けたAEDを破損又は紛失した場合は、借受者は、その損害を賠償するものとする。

(返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、借受者に対し、AEDの返還を求めることができる。

(1) 借受者が当該AEDを使用しなくなったとき。

(2) 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市自動対外式除細動器貸出要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市自動対外式除細動器貸出要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市自動対外式除細動器貸出要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市自動体外式除細動器貸出要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市自動体外式除細動器貸出要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。